**平成２３年（再ロ）第１号**

青森県三沢市東岡三沢２丁目41番地616号

再生債務者　橋本　洋光

1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月20日から平成23年10月４日まで

青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（再ロ）第２５号**

横浜市港北区篠原町974番地１　篠原コーポラスＥ―511

再生債務者　林　　政昌

1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月20日から平成23年９月27日まで

横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第１００１９号**

千葉県船橋市丸山３―59―10

再生債務者　星川　和宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月19日まで

平成23年８月５日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第１００２０号**

東京都品川区北品川５―６―16―704

再生債務者　藤本　教則

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月19日まで

平成23年８月５日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第１００２８号**

東京都練馬区南田中２―23―23―402

再生債務者　河根　　宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月19日まで

平成23年８月５日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第７号**

兵庫県芦屋市松浜町16番４号302号

再生債務者　山本　直信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月29日まで

平成23年８月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２３年（再ロ）第１号**

山形県南陽市三間通149番地の８　ワコーハイツＡ棟101号室

再生債務者　門眞　雅和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月30日まで

平成23年８月９日　山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（再ロ）第２号**

長野県上田市諏訪形860番地１

再生債務者　成澤　博幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月30日まで

平成23年８月９日　長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（再ロ）第１号**

福岡県田川市大字川宮367番地３

再生債務者　宮本はるみ

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月６日まで

平成23年８月９日　福岡地方裁判所田川支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２３年（再ロ）第２号**

秋田県北秋田市脇神字下**蒐岱**２番地

再生債務者　佐藤　秋弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月８日　秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（再ロ）第１００１２号**

東京都江戸川区鹿骨１―14―21

再生債務者　鈴木　健二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月８日

東京地方裁判所民事第20部

## 企業年金基金変更公告

明治グループ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

1．新事務所の所在地　東京都中央区京橋２丁目４番16号

2．旧事務所の所在地　東京都江東区新砂１丁目２番10号

3．変更年月日　平成23年８月８日

平成 23 年８月 17 日

明治グループ企業年金基金

理事長　金子　秀定

## 吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年八月二十六日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.taiseikiso.co.jp/

（乙）http://www.asanokenko.co.jp/

平成二十三年八月十七日

東京都文京区千駄木三丁目四三番三号

（甲）大成基礎設計株式会社

代表取締役　平山　光信

東京都文京区千駄木三丁目四三番三号

（乙）株式会社アサノ建工

代表取締役　重松　伸也

## 吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、甲及び乙については平成二十三年六月二十三日、丙については平成二十三年六月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十九日

掲載頁　六十一頁（号外第一五七号）

平成二十三年八月十七日

東京都品川区東品川四丁目一二番八号

（甲）株式会社マーベラスエンターテイメント

代表取締役社長　中山　晴喜

東京都品川区東品川四丁目一二番六号

（乙）株式会社ＡＱインタラクティブ

代表取締役　許田　周一

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号ダヴィンチ新宿五階

（丙）株式会社ライブウェア

代表取締役社長　照井　知基